

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす京都の会ニュース

8号 2010年5月8日(土)発行 障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす京都の会
京都市北区北野紅梅町 85 TEL/FAX 075-465-5451 Email info@fukushi-hiroba.com
京都の会ブログ <http://white.ap.teacup.com/kyoto/> 編集責任者 池添素
勝利をめざす会全国事務局ホームページ <http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit/>

京都でも和解が成立！

自立支援法訴訟終結へ

四月十三日午後四時から京都地方裁判所で、第六回口頭弁論が開かれ、和解が成立しました。また、四月二十一日午前十一時から東京地方裁判所でも和解が成り立ち、十四地裁で争われていた訴訟はすべて終わりました。一月七日の、国(厚生労働省)と障害者自立支援法訴訟団との基本合意(本紙六号記事)にもつづくもので、訴訟運動は、京都でも全国でも一応の終結を迎えます。

京都地裁の法廷は、この日も満員、歴史的な和解を体感しようとの熱気にあふれました。藤井豊・弁護団事務局長のパワーポイントを使った、訴訟と和解までの説明がありました(別稿参照)。竹下義樹・弁護団長は基本合意を次のたたいのステップにしようとの呼びかけの後、稲継清秀さん、井上吉郎さんが陳述に立ちました(二面に記事)。

裁判長が「原告ら及び被告らは、障害者自立支援法違反訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働省)が、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国(厚生労働省)がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、別紙平成二十二年一月七日付け基本合意文書のとおり合意をしたことを確認する」などの文書を読み上げました。裁判所での和解を受けて弁護士会館で開かれた報告集会、正面には「人権と憲法が守られた! 国と和解」と書かれた看板が掲げられています。挨拶で尾崎芳治さん(京大名誉教授・勝利をめざす会代表)は、歴史はかたまったものではなく、人の意思で動くことがある。それが今回の合意だと述べ、参加した原告・弁護団全員が感想を述べました。テレビ・新聞の取材も多数に上りました。

四月二十一日、東京の弁護士会館では、「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」の発会式と「障害者自立支援法違反訴訟にかかわる基本合意文書にもつづく定期協議」の第一回会議が開かれ、京都からも原告らが参加しました。基本合意で終わりにしないで、新しい法律ができるまで奮闘しよう!



紫のワイドブレカーを手にする鳩山首相

の熱意あふれる会議となりました。同日四時から、首相官邸で、鳩山由紀夫総理大臣と原告らとの面談が実現しました。首相の、自立支援法では障害者に迷惑をかけた、新しい法律めざして知恵を貸してほしいなどの挨拶があり、その後総理は原告に声をかけて回りました。京都の原告が手渡したウインドブレーカーをさっそく着用するなどの場面もありました。

☆

なお、五月八日午後には京都テルサホールで、「私たちが開いた! とびつきの新法への扉ー障害者自立支援法訴訟勝利集会」が開かれ、訴訟運動の勝利を確認します。(吉)

原告の思いをしっかりと受け止めて

藤井 豊

*(第六回弁論意見陳述 (障害者自立支援法京都訴訟弁護団・事務局長))

本訴訟は、一昨年の十月三十一日、障害者自立支援法が障害者に一割の応益負担を求めていることは憲法十三条、十四条、二十五条等に違反するとして、全国の障害者が国等を相手に一斉に提訴したことで始まりました。ここ京都では、福知山市の原告稲継清秀さんがまず提訴をしました。

その後、昨年四月一日の第二次全国一斉提訴には、京都市の田中亨さん、井上吉郎さん、亀岡市の出口朝鳥さん、廣瀬ゆみ子さん、中川道代さん、栗山達也さん、大塚一恵さん、廿日岩博樹さんの八名が提訴し、原告は九名となりました。その後、十月一日には第3次提訴もなされ、最終的に、全国十四の地裁、七十一名の原告が訴えを提起しました。

ここで、あらためて本件裁判に至った原告たちの思いを振り返ります。〈稲継清秀さんのお父さんの清秀

さん、井上さんの陳述は二面にあるのでここでは割愛ー編集部〉

廣瀬さんは、亀岡に作業所ができたことで、初めていろいろな障害のある仲間と仕事をしながら、話したり、笑ったりできて、今までのつらい気持ちがなくなっていくたこと・ヘルパーの利用時間が限られ、ヘルパーさんのいないときの生活は、トイレに行くにも、大好きなコーヒーを飲むにも、苦勞が絶えないこと・デイサービスへ通ったり、ヘルパーを使うことは、生活そのものであり、利用料が取られるのはおかしいと感じていること

廿日岩さんは、入所施設や自宅での生活を経て、共同作業所で生きがいを手に入れたこと・障害の重い人でも入れるグループホーム

が出来て、そこから作業所に通うのが夢だったことがかなったこと・夢がかなったのに、自立支援法ができて、それが生きがいを奪うものであったこと

田中さんのお母さんは、亨さんが作業所に通い、給料をもらうことをとても楽しみにしていること・亨さんに対して、障害がマイナスでないことを一生懸命伝えようとしているのに、障害があるから利用料が必要なのだ説明するのがとても辛かったこと・国が障害を自己責任とする法律を作ったことがとてもくやしきこと

中川さんは、二十六歳のときに亀岡作業所ができて初めて外で働き始め、丁寧な仕事をするこや納期を守ることの大切さ・働く喜び、働いてお金をもらうことのうれしさ、友達にあたたかさ、親の思いなどたくさん学んだこと・自立支援法がそうした喜びや願いをかき消してしまったこと

栗山さんは、自立支援法が出来てから、作業所で働くのにも利用料がいるようになって、おかしいと感じたこと・だんだん目や足がわるくなって、一人で買物物が難しくなってきた、ヘルパーさんの支援がますます必要になっていくこと・ヘルパーとお出かけをするにも、グループホームの家賃にもお金がいるので、利用料が取られると生活ができなくなる

大塚さんは、亀岡作業所に入り、二十数年働いてきたこと・四年前にみんなで作ったグループホームでの生活が始まり、生活費や薬代を年金から引き、そのうえ利用料まで支払うと生活が苦しいこと・障害者が親亡き後も、この地域でみんなが安心して生活ができるようにして欲しいこと

出口さんは、働いているのにお金をはらうのはおかしいと感じていること・将来、両親がいなくなったらあの生活が心配なこと

出口さんのお母さんは、事業所の報酬が日割り方式になったことより作業所の運営基盤が土台から崩され始めており、自分たちの働く場を守るため、障害のある人が無理をしないで働きに来るようになっていくこと

などがこの法廷で話されました。これらの意見陳述からは、自立支援法の応益負担が、あたりまえの生活へ課せられる負担となり、働く楽しみを奪い障害者の尊厳を傷つけ、さらに自分たちが作ってきた働く場、生活の場までも破壊していることが明らかにされました。

〈この後、基本合意までの道のり、基本合意に内容に陳述は及んだー編集部〉

いまだ障害者自立支援法は存続し、多くの課題が残されたままです。基本合意の完全実施と新法制定まで、弁護団としても今後も取り組みを続けることを申し述べて、私の意見陳述を終えます。

支援に感謝、新たな運動、ともに！

4月13日、京都地裁で開かれた第6回弁論で、稲継清秀さん、井上吉郎さんが意見を述べました。以下に二人の陳述を紹介します。(見出しは編集部でつけました。当日の弁論はこの2倍以上でしたが、短くしています。責任は編集部にあります)。

権利としての福祉確立に

力をつくす

稲継清秀 (原告・稲継学補佐人・原告の父)

私は〇九年三月の第一回口頭弁論で、長男・学(まなぶ)が発病したのは一九六七年十一月、「點頭てんかん」という難治性でんかんとなり、「この子は、三歳までに、長くて十八歳までに事故で亡くなる可能性があまりありません。一日でも長く生きた歴史を一緒に作りましょう」と医師に宣告され、「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害、言語機能の消失」の身体障害者一級と療育手帳Aの重度重複障害者となった事を述べ、その後共同作業所にたどり着くまでの生い立ちを訴えました。

学は現在、両親の支援とホームヘルパーさんの介護を受けての家庭生活で、社会福祉法人知的障害者通所更生施設「たんぼの家」での日中活動に

よって、毎日生活しています。家庭生活は、親子でゆったり過ごせる憩いの場であり、明日へのエネルギーを蓄える場です。「たんぼの家」では、指導員と仲間と一緒に仕事や散歩、調理や創造活動を行う場であり、家庭では見られない他人の中の緊張と喜びを得て、生き生きと楽しく過ごせる場があります。「たんぼの家」は、学にとっては、唯一の社会生活の場であり、生きがいを持つ場でもあります。「たんぼの家」は、学にとっては、生きる糧を得られる、無くてはならない生きている証しを得られる場であり、学にとっては、命を貫いている所です。この施設を利用するのに利用料を出さないと使えないという事は、どうしても納得いきません。

しかも、「たんぼの家」は、制度もない中、親・関係者の努力で作られた共同作業所を基にして、制度を活用しながら社会福祉法人を設立し、この間七千八百万円の自己資金を使って実現した、私たちの施設です。この施設に通うのに負担金を出さないと使えないということ

は、まさに障害者に課せられる「障害者税」としか言い様がありません。考えれば考えるほど腹が立って仕方ありません。

本来、社会保障制度は、社会的弱者の状態に置かれている人達に国の責任において、経済的社会的に支援し、普通の人と同じ社会生活ができるようにするものです。それであるのに、権利としての福祉の立場を

投げ捨て、不安定な状態にある障害者から利用料を応益負担としてむしり取る、社会福祉施設は報酬という形で日割り計算で補助金を低く押さえ込む、この「自立支援法のやり方」には、我慢できない怒りを覚えます。曲がりなりにも運動によって制度のない中制度を作り、不十分な制度の拡充をはかり、一歩ずつ前進させてきた私たちの首を、一刀両断のもとに跳ねられたような気が持たす。他の八人の原告も「私の生きがいを奪わないで。もうこれ以上生活は切り詰められません。どうかこのような実情と心情をご理解頂き、公正な判断を頂きますよう、切にお願いいたします」と口々に訴えて来ました。

基本合意の締結により訴訟は和解の立支援法の廃止と、新たな総合



100人超が集った4/13報告集会

的福祉法制に向けた新しい出発点にすぎません。私たちは基本合意の内容が真に達成される日まで、定期協議の場などを通じて、障害のある当事者の声を反映し、国が、「障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くす」(基本合意書前文)よう、全国の障害者、家族、関係者と共に、不断の努力を続けるものです。

栄えある未来のために

井上吉郎 (原告)

を侵害し、憲法十三条に違反しています。

憲法二十五条は、

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があることを私たちに保障

「主文 障害者自立支援法は憲法に違反している」という裁判長の声が聞きたくて、私たちは、訴訟に訴えました。一月七日の、障害者自立支援法訴訟の原告・弁護団と国(厚生労働省)とが結んだ基本合意で、この訴訟は和解を迎えることになりました。最高裁判所までかかって、自立支援法の違憲性を明らかにしようと考えていた私達には、今回の和解は拍子抜けの感もありました。しかし、基本合意が、我が国の障害者運動史上に残る画期的な成果であり、この国の社会福祉をたてなおす手掛かりを作ったという評価を胸に、基本合意事項の実現に向け、新しい歩みを始めたいと思っております。

裁判長の「自立支援法は違憲だ」との声は聞けませんが、基本合意には、自立支援法の廃止が高らかに叫ばれています。ところで、私たちが訴えてきたのは、応益負担の違憲性を明らかにすることです。

憲法十三条は、個人が人間として尊重されなければならないこと、誰もが自分の意思にもとづいて幸福を実現する権利があることを保障しています。ところが、自立支援法は、障害者が、一人の人間として生きていくために必要な支援への自己負担を求めています。食べる、話す、寝る、歩く、見る、人と触れ合う、働くなどの当然の営みが、あたかも「私益」を生み出すかのようにとらえています。間違いです。

このような応益負担は、障害者の個人の尊厳と幸福を追求する権利

のみならず、感謝しています。和解を勧めてくださったすべてのみなさんにお礼を言います。息を合わせて、障害者と国民の栄えある未来のために歩みを進めましょう。

四月二十五日、沖縄県読谷村で「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が開かれ九万を超える人々が会場をめざした。歴史に残る画期的な集会だった。シンボルカラーの黄色が、会場内外で目立った。▲四月二十一日、首相官邸の大広間、黄色のウィンドブレーカーを着こんだ京都の原告は、鳩山総理にウィンドブレーカーを手渡した。「背中にデザインされている九羽の折り鶴は京都の原告の数です」と言いながら、▲この日、東京地裁を最後に、全国十

四地裁で和解が成り立ち、訴訟運動は一応の幕を下ろした。一月七日の基本合意を受けての和解・訴訟終結は、障害者の歴史的な勝利だったと、歴史は記憶するに違いない。▲自立支援法は、大本から間違っている。障害者が、当たり前

の暮らしを送りたいと願い、そのために利用する施策を普通の商品と同じように捉えて、負担を求める。障害者の我慢を超えた、冒とくと言わざるを得ない。▲沖縄の基地被害と障害者の尊厳への挑戦。どちらか、これまでも声をあげてきた。しかし、その声はなかなか届かなかった。いまようやく、ストリートに届くように動きた。そう実感させてくれる二つの

動きた。 (吉)